

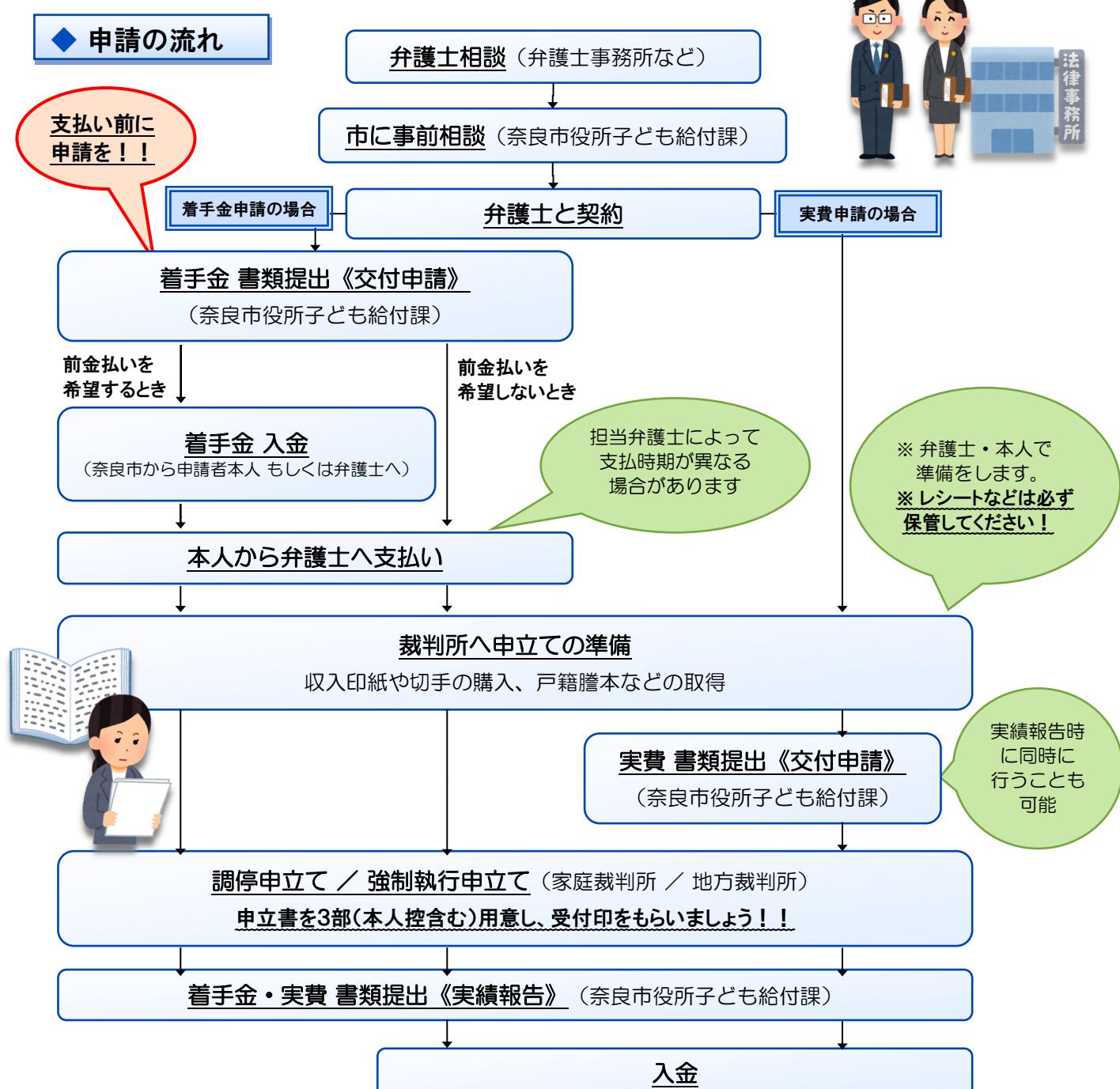
③ 弁護士に依頼して「養育費請求調停」や「強制執行」申立てを行う場合の補助

◆ 補助対象について

補助対象	着手金	実費
補助対象 詳細	弁護士費用のうち <u>着手金</u>	実費負担金のうち、 ・申立てに係る <u>収入印紙代</u> ・申立て時に裁判所に求められる <u>予納切手代</u> ・申立てに必要な戸籍謄本などの <u>公的書類発行手数料</u> ※ 裁判所への交通費、公的書類を郵送請求するための切手代などは対象外
補助上限	100,000円	50,000円
申請時期	着手金支払い前	裁判所で申立てした翌日から <u>6ヶ月以内</u>

※注意※ 支払い後の申請は対象外です！

◆ 申請の流れ



※裏面に続く

◆ 必要な書類

戸籍謄本（離婚後・未婚の戸籍）

- ※ コピー可、発行から6ヶ月以内のもの
- ※ 申請者と該当の子が記載されているもの（親子が別戸籍の場合はそれぞれ必要）

世帯全員の住民票の写し

- ※ コピー可、発行から6ヶ月以内のもの
- ※ 本籍、続柄の記載があるもの（マイナンバー不要）
- ※ 公簿などで確認できる場合、省略可



弁護士などと締結した契約書

申請者名義の通帳など振込口座のわかるもの

- ※ 現在の氏のもの

その他 記入必要書類

- ・奈良市養育費確保支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- ・個人情報の取り扱いについての同意書
- ・重要事項説明についての同意書
- ・誓約書
- ・補助事業等実績報告書（第4号様式）
- ・奈良市養育費確保支援事業補助金交付請求書（第2号様式）

【概算払い（前払い）を希望する場合のみ】

- ・奈良市養育費確保支援事業補助金概算払請求書

【奈良市から弁護士などの口座に直接払いを希望する場合のみ】

- ・委任状（第3号様式）
- ・弁護士等直接口座振込における説明事項及び確認同意書
※ 弁護士などが確認し、同意のうえ記入が必要
- ・弁護士などの振込口座のわかるもの
※ 委任状に記入している口座情報等が確認できるもの
(通帳のコピー、契約書の記載事項、振込先が記載された請求書など)

⊕ 着手金のとき

着手金の請求書



領収書

事案の処理に着手したことがわかる書面

- ※ 申立書（本人控）など

⊕ 実費のとき

対象費用の請求書

対象費用の領収書

実費内訳報告書 (弁護士に確認)

申立手続きしたことがわかる書類

- ※ 申立書（本人控）など